

「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査」結果について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

令和 5 年 1 月

全国ひとり親世帯等調査の概要

調査の沿革

- 昭和27年を初回として概ね5年ごとに調査を実施
- 今回、公表する「令和3年度調査」は第15回目の調査

調査時期

- 令和3年11月1日現在の状況
(収入の情報は、調査年前年の令和2年のもの)

調査範囲及び調査客体等

母子世帯 …父のいない児童が、その母によって養育されている世帯

父子世帯 …母のいない児童が、その父によって養育されている世帯

養育者世帯 …父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯

※児童は20歳未満の子どもで未婚の者をいう（母子父子寡婦福祉法では、児童は「二十歳に満たない者」と定義）。

※世帯は親族等と同居している場合も含む。

【調査客体】

- ・母子世帯 4,105世帯
- ・父子世帯 1,329世帯
- ・養育者世帯 123世帯

【集計客体】

- ・母子世帯 2,653世帯
- ・父子世帯 866世帯
- ・養育者世帯 93世帯

(※) 令和3年度調査は集計客体数から全国値へ復元した推計値である一方、平成28年度調査は実数値であるため、比較には留意が必要である。

ひとり親家庭の主要統計データ(令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

養育費と親子交流の状況

養育費	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	46.7% (42.9%)	28.3% (20.8%)
現在も受給している ※3	28.1% (24.3%)	8.7% (3.2%)

親子交流	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	30.3% (24.1%)	31.4% (27.3%)
現在も行っている ※3	30.2% (29.8%)	48.0% (45.5%)

※1 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※2 ()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※3 取り決めの有無にかかわらない。